

別表1 (第3条第2項)

加入金徴収基準

1. 加入金徴収基準

区 分	金 額 (円)
個 人	5,000
法 人	10,000

別表2 (第4条)

会費の徴収基準

1. 会費徴収基準

	区 分	金額 (円/年)	備 考
個 人	0 人	6,000	
	1 人	12,000	
	2 ~ 3 人	15,000	
	4 ~ 5 人	18,000	
	6 ~ 8 人	24,000	
	9 ~ 15 人	30,000	
	16 人以上	50,000	
法 人	1 人	18,000	
	2 ~ 3 人	23,000	
	4 ~ 5 人	28,000	
	6 ~ 8 人	35,000	
	9 ~ 15 人	45,000	
	16 ~ 30 人	55,000	
	31 ~ 50 人	65,000	
	51 ~ 100 人	90,000	
	101 ~ 300 人	110,000	
301 人以上	150,000		

2. 会費の徴収時期及び回数

毎年6月10日及び12月10日の年2回とする